



一般社団法人日本原子力学会 定款細則

202~~24~~年 ~~5~~11月 ~~27~~29日 第 ~~85~~回理事会承認

(総則)

第1条 一般社団法人日本原子力学会定款（以下、「定款」という）を実施するために必要な事項は、この日本原子力学会定款細則（以下「定款細則」という）に定めるところによる。

(入会)

第2条 本会に入会する者は、定款第3条に掲げる目的および第4条に掲げる事業に賛同する者とする。

2 本会に入会する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、定款細則第4条に定める会員資格に相当する入会金ならびに会費を添え、次の手続きを経て申し込みをしなければならない。

- (1) 正会員は、正会員1名の推薦を必要とする。
- (2) 学生会員は、学科長や指導教官等による証明を必要とする。
- (3) 教育会員は、教育会員への申し込み理由、ならびに申込時点で所属する学校名あるいは教育委員会関係組織名等の記載を必要とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員がその代表者を変更したときは、すみやかに届け出をしなければならない。

2 賛助会員である企業または団体が分離し、または他の団体と合併したときは、すみやかに届け出をおこない、会員資格の承継などについて必要な手続きをとるものとする。

第4条 入会を承認された正会員は、入会金 2,000 円を支払わなければならない。

2 会員は、下記の年度会費を当年度の4月末日までに納入しなければならない。

以下、日本原子力学会誌の電子版の配布を希望する会員を（電子版）、冊子版の配布を希望する会員を（冊子版）とする。

- (1) 正会員（年額）（電子版）10,000 円 （冊子版）12,000 円

ただし、次の条件をすべて満たしかつ会員本人から申し出があった場合は

（電子版・冊子版とも）7,000 円

（条件）

- i）当該年度の4月1日時点で満65歳以上
- ii）主たる収入が年金のみ

- (2) 学生会員（年額）（電子版）5,000 円 （冊子版）7,000 円

- (3) 教育会員（年額）（電子版）5,000 円 （冊子版）7,000 円

- (4) 賛助会員（年額） 1口につき 50,000 円

- 3 正会員のうち、この法人の目的達成に多くの貢献をした者で、総会の議決によって推薦された者を推薦会員とし、年度会費を免除することができる。
- 4 年度途中（入会希望月 10 月以降）で新たに入会した正会員・学生会員・教育会員の初年度会費は半額とする。
- 5 入会金、年度会費について、特別事情が生じた場合は、理事会の決議により、当該特別事情の範囲内において変更することができる。
- 6 会員が除名・退会その他の事由によって会員資格を失ったときは、すでに納めた入会金および会費の返還をもとめることができない。
- 7 特別な場合には、会費を免除することがある。特別な場合とは、天災地変による被災、その他理事会で認めた場合とする。

（役員の改選）

第 5 条 役員は、毎年度、約半数を改選する。

（役員配置の均衡）

第 5 条の 2 本会の広範な活動範囲に鑑み、大学、研究開発機関および産業界等の分野間の協調を重視し、それらの間で役員配置の均衡を図る。加えて、地域（支部）、専門分野等も考慮し、学会運営が適切かつ円滑におこなえるよう配慮する。

（役員候補者）

第 5 条の 3 理事会は、総会に諮る役員（理事および監事）候補者案を作成する。その基本的な手順は以下のとおりとする。

- (1) 改選予定数、所属組織分野別の配分、推薦および立候補者の募集方法等、新役員候補選任に関する方針の作成と学会内への周知。
- (2) 前項の方針に基づく役員候補者推薦ならびに立候補の募集。
- (3) 応募者の募集条件への適合性の確認。
- (4) 第 5 条の 2 を踏まえた改選予定数の候補者を選定し、候補者原案を作成。
- (5) 候補者原案に対する正会員による信任投票の実施。
- (6) 投票結果を踏まえて、役員候補者案の作成、総会への付議。

2 その具体的手続きは、理事会において別に定める。

（会長、副会長の任期）

第 5 条の 4 会長の任期は、選任後、次に迎える社員総会の終了時までとする。ただし、1 回に限り再任は可能とする。

2 会長が欠員となった場合は、理事会において後任者を選任する。任期は前任者の残余期間とする。

第 5 条の 5 副会長の任期は理事としての任期と同一とする。再任は妨げない。

2 副会長を補充する必要がある場合には理事会で選任する。任期は前任者の残余期間もしくは

は理事任期のうち、先に任期が満了するまでとする。

(役員の補充)

第5条の6 役員の補充を行うのは以下のいずれかの場合とする。

- (1) 定款第19条に定める最少必要数を満たさなくなった時
- (2) 理事会が、補充が必要と認めた時
- 2 補充選任の場合の候補者は、第5条の2の均衡を尊重したうえで、理事会で選任し、社員総会に付議する。迅速に補充する観点から第5条の3第1項は適用しない。
- 3 役員補充選任にかかる社員総会は、法人法第51条に基づく書面による議決、同第52条に基づく電磁的方法による議決が適用できるものとする。

(常置委員会)

第6条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により常置委員会（以下「委員会」という）を設置することができる。

- 2 委員会の運営は、委員会規程による。

(支部)

第7条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、定款第37条の規定に基づき支部をおくことができる。

- 2 会員はその連絡先として指定した、居住地・勤務先・通学先が所在する都道府県が属する支部の会員となる。
- 3 支部の運営等に関する事項は、別途定める規約による。

(部会)

第8条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により専門分野別の部会（以下、「部会」という）を設置することができる。

- 2 会員は定められた手続きにより部会に参加することができる。
- 3 部会の運営に必要な経費は、別に定めるところにより、参加者より部会費として徴収することができる。
- 4 部会の運営等に関する事項は、部会規程ならびに別途定める規約による。

(連絡会)

第9条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により連絡会を設置することができる。

- 2 会員は定められた手続きにより連絡会に参加することができる。
- 3 連絡会の運営に必要な経費は、別に定めるところにより、参加者より連絡会費として徴収することができる。
- 4 連絡会の運営等に関する事項は、別途定める規約による。

(専門委員会)

第10条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の運営等に関する事項は、別途定める規程による。

(臨時委員会等)

第11条 会長は、調査審議その他重要な会務執行のため必要と認めたときは、理事会の決議を経て、臨時委員会等を設置することができる。

2 臨時委員会等の運営等に関する事項は、別途定める規程による。

(会友)

第11条の2 本会は、定款第3条の目的の達成のおよび第4条の事業を執行するために、理事会の決議により会友制度を設けることができる。

2 会友制度に関する事項は、別途定める規約による。

(会誌その他刊行物)

第12条 本会は、日本原子力学会誌（以下、「学会誌」という）、**Journal of Nuclear Science and Technology**（英文論文誌）、日本原子力学会和文論文誌等の定期刊行物を発行する。

2 本会は、理事会の承認を得て、定期刊行物以外に有益と認められる出版物の刊行や、その他の手段による情報の提供を行うことがある。

3 学会誌は、電子版を配布するほか、冊子版を希望する個人会員には1部を配布する。ただし、賛助会員などへの配布方法は、別に定める。

4 その他の刊行物の配布方法ならびに情報の提供方法は、これを理事会で定める。

(年会・大会、講演会)

第13条 本会は、理事会の承認を経て、春の年会と秋の大会を開催し、講演、見学等を行う。

2 本会は、講演会、講習会、講義会、座談会等を開催する。

(謝状、表彰、助成)

第14条 本会に金銭または物件を寄付した者には、謝状を贈呈し、学会誌に記載する。

2 本会に多大の功績があったと理事会が認めた者には、謝状等を贈呈することができる。

3 本会は、原子力および放射線関連分野に関する貴重な研究論文を発表した者、顕著な技術的功績のあった者、若い優秀な会員を、理事会で審議の上、これを表彰することができる。

(変更)

第15条 本定款細則の変更は、理事会の議決による。

附則

1 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

2 改定履歴

- ① 平成 22 年 6 月 18 日 第 52 回通常総会決定
- ② 平成 23 年 4 月 1 日施行
- ③ 平成 23 年 6 月 17 日 第 1 回総会一部改定
- ④ 平成 28 年 6 月 17 日 第 6 回総会一部改定
- ⑤ 平成 30 年 6 月 15 日 第 8 回総会一部改定
- ⑥ 2018 年 10 月 29 日 第 4 回理事会承認
- ⑦ 2021 年 5 月 27 日 第 8 回理事会承認
- ⑧ 2022 年 5 月 27 日 第 8 回理事会承認
- ⑨ 2024 年 11 月 29 日 第 5 回理事会承認

3 規則類のうち、平成 28 年 6 月 17 日改定以前の本細則を引用している個所等については、本定款細則施行以降は、定款細則と読み替えるものとし、詳細は別途定める。

附則

平成 30 年 6 月 14 日以前に、定款第 5 条(3)に従い、推薦会員であるものは、平成 30 年 6 月 15 日の定款並びに定款細則改定に基づき、定款細則第 4 条第 3 項により推薦会員として議決されたものとみなす。

附則

- 1 平成 28 年 6 月 17 日 第 6 回総会承認の定款細則は承認日より施行する。
- 2 平成 30 年 6 月 15 日 第 8 回総会承認の定款細則は承認日より施行する。
- 3 2018 年 10 月 29 日 第 4 回理事会承認の定款細則は理事会承認日より施行する。
- 4 2021 年 5 月 27 日 第 8 回理事会承認の定款細則は 2021 年 10 月 1 日より施行する。
- 5 2022 年 5 月 27 日 第 8 回理事会承認の定款細則は理事会承認日より施行する。
- 6 2024 年 11 月 29 日 第 5 回理事会承認の定款細則は 2025 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 4 条 2 については 2025 年度会費より適用する。